

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

急速に進展する少子高齢化、経験したことのない人口減少社会の到来、社会・経済の仕組みの見直しなど、社会福祉基礎構造改革が進められ、障害福祉制度においても例外ではなく大きな改革の時期を迎えています。

平成18年4月から施行された障害者自立支援法は、このような障害福祉制度の見直しの一環として、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、サービスを利用できるよう制度を一元化し、施策・事業を再編するものです。同法は、障害者が入所（院）施設から住み慣れた地域で生活できるよう地域生活移行を促進すること、働きたいと願う障害者の就労支援を強化することなど、これまでの制度を抜本的に見直す内容になっています。

区では、障害者が地域においても安心して暮らせるよう、今後の障害者施策の目標数値を掲げ、積極的に障害者施策を推進していく指針として、今日「台東区障害福祉計画（第1期）」を策定しました。

区ではこれまでも、平成8年には障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、「台東区障害者福祉計画」を策定しました。

平成15年4月には、「措置制度」から障害者自らがサービスを選択し契約する「支援費制度」が始まり、障害者のサービス利用への意識が大きく変化しました。このような「支援費制度」の導入に合わせて、平成16年3月に「台東区障害者福祉計画」を改定し、「台東区障害者福祉計画（推進5ヵ年プラン）」を策定してきました。

今回の障害者自立支援法では、「市町村障害福祉計画」策定にあたり、区の基本構想や長期総合計画はもちろん、これまでの障害者基本法に規定する市町村障害者計画など、障害者の福祉に関する事項を定めた計画と調和が保たれたものでなければならぬと定められています。

2 計画の策定にあたって

本計画は、障害者自立支援法第88条に規定されている市町村障害福祉計画として位置付けられ、「台東区障害者福祉計画（推進5ヵ年プラン）」と調和と整合性を保ち、国の「基本指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき策定するものです。

国の「基本指針」では、市町村障害福祉計画の基本的理念として、
障害者の自己決定と自己選択の尊重
実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備の3点を示しています。

「台東区障害福祉計画（第1期）」における「3つの視点」
国の示す市町村障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、本計画の基本的指針として「3つの視点」を定めます。

～ 自己決定と自己選択の尊重 ～
誰もが自分らしく、自立した生活を送れる地域づくりを行います。

～ 地域生活移行の促進、サービス提供体制の確保 ～
必要なサービスを、安心して受けられる仕組みを整えます。

～ 就労支援 ～
一人ひとりが力を発揮し、いきいきと働けるよう支援します。

国の「基本指針」は、市町村障害福祉計画に定めなければならない事項として、以下を規定しています。

現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けての数値目標

平成20年度までの各年度および平成23年度における障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとその確保のための方策及び地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

その他必要な事項

3 計画の性格と位置付け

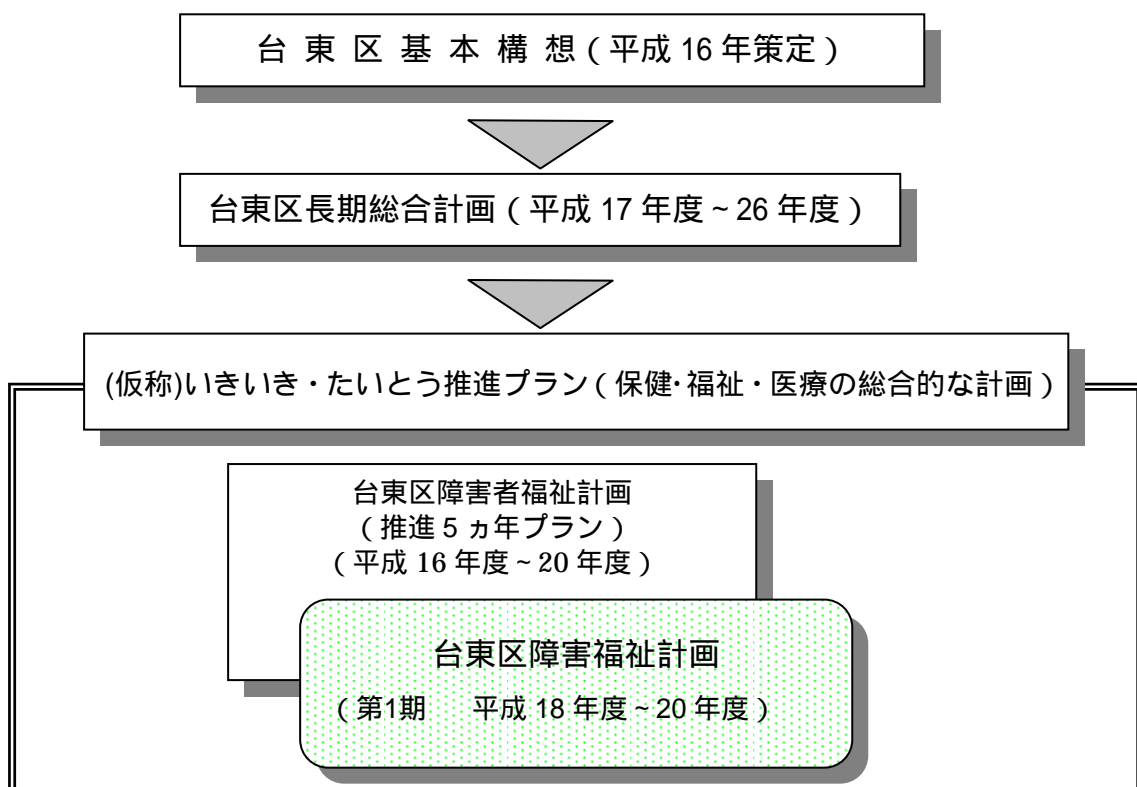
台東区障害福祉計画は、障害福祉サービスの円滑な実施を目的に、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。また、この計画は「台東区基本構想」、「台東区長期総合計画」との整合性を保ち、区の福祉・保健・医療の総合的な計画である「いきいき・たいとう推進プラン」の各論部分にあたります。

さらに、「台東区障害者福祉計画（推進5ヵ年プラン）」の部分計画として位置付けられます。

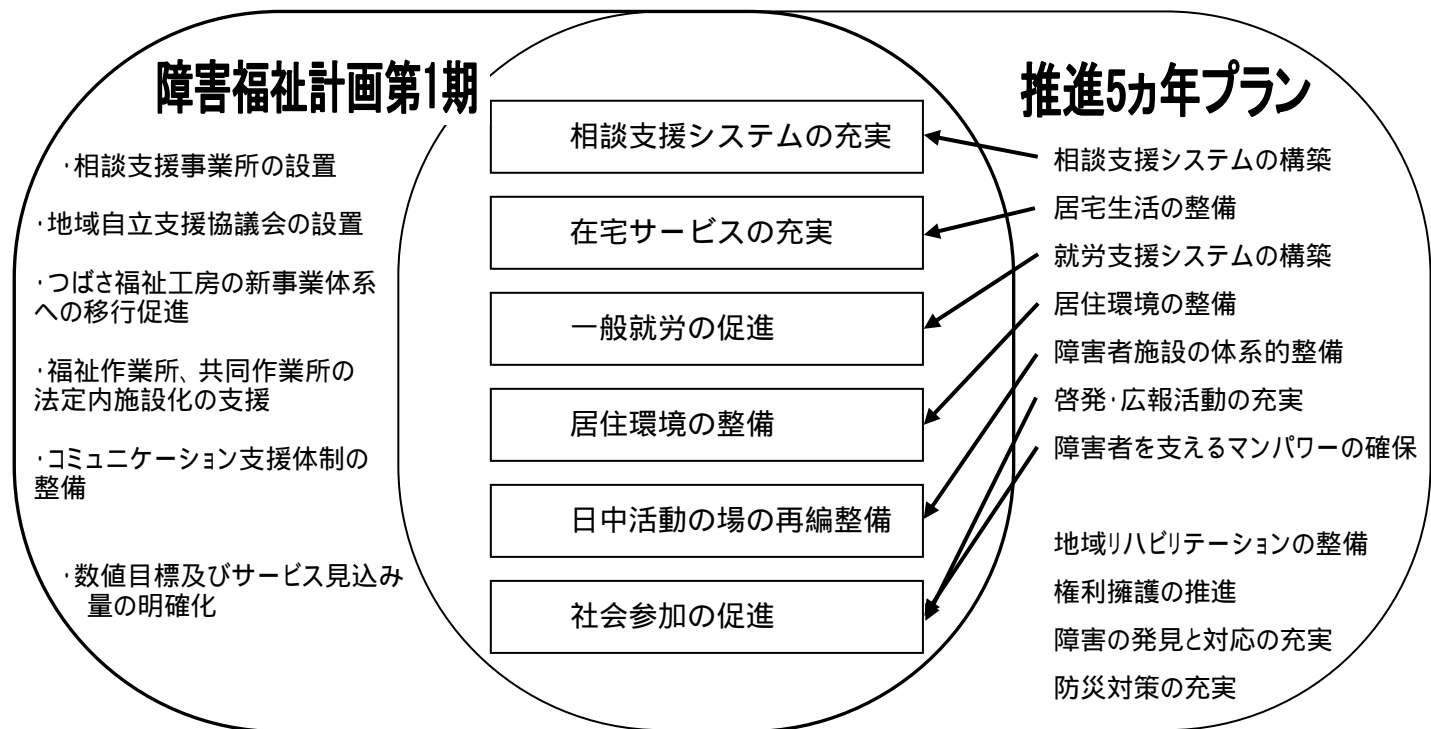
「台東区障害者福祉計画（推進5ヵ年プラン）」は、障害の発見や、防災、地域リハビリテーションの整備などを含んだ総合的な実施計画です。

これに対し、台東区障害福祉計画は、障害者自立支援法の主旨である身体・知的・精神の三障害一元化、サービス体系の見直し、就労支援の抜本的強化、相談支援体制の構築などに沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標数値及び確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

こうしたことから、「台東区障害者福祉計画（推進5ヵ年プラン）」に既に計画されていて、台東区障害福祉計画で改めて定める事項は、今計画が優先し、今計画に含まれない課題や、新たに生じる関連する課題については、第2期の策定時に合わせて検討し、一体的なものとしします。



台東区障害福祉計画第1期と台東区障害者福祉計画推進5ヵ年プランの関係



4 計画の期間

計画の期間は、国の「基本指針」に基づき、平成18年度から平成20年度までの3年間とし、平成23年度末における目標値を設定します。

平成20年度末までに必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの期間について第2期計画を定めます。

第2期計画は、障害者基本法に基づく台東区障害者福祉計画と一体的な計画として策定します。

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
台東区障害者福祉計画（推進5ヵ年プラン）					障害者基本法に基づく「台東区障害者福祉計画」及び障害者自立支援法に基づく「台東区障害福祉計画（第2期）」		
台東区障害福祉計画（第1期）							